

岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱

制 定：平成6年4月 1日

最終改正：令和8年2月20日

岐阜県 危機管理部長

目次

第1章 総 則	(第1条—第3条)
第2章 運 航 体 制	(第4条—第11条)
第3章 運 航 管 理	(第12条—第21条)
第4章 緊 急 運 航	(第22条—第26条)
第5章 事故防止対策	(第27条—第28条)
第6章 教 育 訓 練	(第29条—第30条)
附 則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、航空機の安全かつ効果的な運航を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 搭乗員

岐阜県防災航空隊員のうち、特定の職務を遂行するため航空機に搭乗することを命ぜられた者をいう。

(2) 搭乗者

現に航空機に搭乗している者をいう。

(3) 自隊訓練

航空機を使用して行う訓練のうち、岐阜県防災航空隊が主となって企画するものをいう。

(4) 臨時離着陸場

法第79条ただし書きに基づく許可を得て、又は法第81条の2の適用を受けて離着陸する場所のうち、岐阜県防災航空隊が事前に調査を完了し、かつ当該地を管轄する消防本部との間で航空機が離着陸をすることについて相互に了解している場所をいう。

(5) 運航

飛行の目的や具体的動線・行程も含めた航空機の離陸から着陸までの一連の行動をいう。

(6) 飛行

「空中に浮かぶ」という運航の基礎部分をいう。

(7) 活動指揮者（安全員）

活動（運航目的を達成するための核心部分となる具体的行動）の細部要領を決定するとともに、消防航空隊員を指揮監督して任務又は訓練を安全確実に遂行する責任を有する者をいう。

第2章 運航体制

(常駐基地)

第4条 航空機の常駐基地は、岐阜県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

(防災航空隊の設置)

第5条 航空センターに岐阜県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を置く。

(防災航空隊長)

第6条 航空機の運航管理に関する事務及び防災航空隊員の指揮監督は、防災航空センター長（以下「防災航空隊長」という。）が行う。

(安全管理者)

第7条 航空機の運航に関する助言・指導及び安全対策に関する事務は、航空安全管理監（以下「安全管理者」という。）が行う。

(総括管理者)

第8条 航空機の運航管理の総括は、危機管理部長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(副総括管理者)

第9条 危機管理部次長（警察）は副総括管理者として総括管理者を補佐する。

(管理者)

第10条 航空機の運航管理は、防災課長（以下「管理者」という。）が掌理する。

(防災航空隊の組織編成)

第11条 防災航空隊の編成及び組織内の機能（又は任務）は別図に示すとおりとする。

2 運航隊長には航空管理監をもって充てる。また、管理者は、運航隊員の中から運航隊長及び運航副隊長を選任する。なお、運航副隊長は複数選任することができるものとする。

3 管理者は、消防航空隊員の中から消防航空隊長及び消防航空副隊長を指名する。なお、消防航空副隊長は複数指名することができるものとする。

第3章 運航管理

(運航計画)

第12条 防災航空隊長は、航空機の運航を適正かつ円滑に行うため、年間、月間、週間及び日々単位で航空機の運航計画を定めなければならない。

2 防災航空隊長は、日々単位の運航計画を策定するにあたり、安全管理者（又は別に定める代行者）による助言を踏まえ、気象条件、別に定める安全基準（重量制限及び気象制限等）との適合、運航目的、搭乗員の能力及び機材の状況等を考慮した上で、運航の可否を総合的に判断しなければならない。

3 前項において防災航空隊長が対応できない場合は、安全管理者がこれを代行する（以下本章において同じ。）

(飛行承認及び運航命令)

第13条 防災航空隊長は、前条の規定に基づき運航を計画した場合は、飛行に先立ち管理者にその内容を報告した上で飛行を上申し承認（以下「飛行承認」という。）を得なければならない。

この飛行承認を得た運航計画をもって、管理者による運航命令とみなす。

2 前項において管理者と連絡が取れない場合は、副総括管理者又は総括管理者（優先順位はこの表記順とする。）がこれを代行する（以下飛行承認に関し同じ。）。

3 防災航空隊長は、飛行承認を得た後における運航計画の変更については、運航全体に大きな影響を来さない限り都度の承認を得ることを要しないものとする。

4 運航計画、飛行承認及び運航命令に関する細部事項は、別に定める。

(緊急運航における飛行承認)

第14条 防災航空隊長は、第19条に規定する緊急運航の出場を上申する場合は、安全管理者(又は別に定める代行者)による助言を踏まえ、第12条第2項の要素に加えて災害状況を勘案するとともに、特に捜索救助活動については、「岐阜県防災航空隊と岐阜県警察航空隊間におけるヘリコプターの運航に関する申し合わせ」(平成21年11月27日)に基づき警察航空隊長と協議その他を行わなければならない。なお、緊急運航における飛行承認の細部手続きは、別に定める。

2 管理者は、前項の上申を受けて飛行を承認するにあたり、特に慎重な検討が必要な事案(以下「特殊事案」という。)については、活動において留意すべき特別な事情がないか確認しなければならない。この際、必要に応じて外部の専門家の意見を求め、判断に遺漏なきを期さなければならない。特殊事案の具体例は、別に示す。

(運航報告)

第15条 機長(活動指揮者が搭乗した場合は活動指揮者)は、運航終了後その実績を管理者に報告しなければならない。

2 運航報告に関する細部事項は、別に定める。

(搭乗編成)

第16条 防災航空隊長は、日々の運航計画を策定するにあたり、操縦士については2名を指定し、そのうち1名を機長に指定する。

2 その他の搭乗員の指定要領については、第18条に規定するもののほか、別に定める。

(機長の権限)

第17条 機長は、搭乗者に対し飛行安全上必要な指示を行うとともに、法第73条に基づき、航空機に乗り込んでその職務を行う者を指揮監督する。

2 機長は活動指揮者からの活動要領に関わる協議を受け、運航上の観点からその可否を判断し方針を決定する。

3 機長に事故がある場合は副操縦士がその職務を代行する。

(活動指揮者)

第18条 活動指揮者は、原則として消防航空隊長をもって充てる。ただし、消防航空隊長が航空機に搭乗しないときは、防災航空隊長が航空機に搭乗する消防航空副隊長又は消防航空隊員の中から活動指揮者を指定する。

(運航の種類)

第19条 航空機は、その特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる次に掲げる場合に運航するものとし、第1号から第6号までに規定する活動のための運航を緊急運航、第7号から第10号までに規定する活動のための運航を通常運航とそれぞれいう。

(1) 救急活動

(2) 捜索救助活動

(3) 火災防ぎょ活動

(4) 災害応急対策活動

(5) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条に基づく運航(前各号に該当するものを除く。)

(6) 臓器搬送

(7) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加
- ウ 住民への災害予防の広報

(8) 訓練

(9) 航空隊要務

- ア 機体空輸
- イ 確認飛行
- ウ 救援（故障機に対する部品及び修理要員空輸）

(10) 前各号のいずれにも該当しない航空機利用要望に対する協力（行政利用）

(11) その他総括管理者が必要と認める運航

2 緊急運航は、通常運航に優先する。

3 第1項第6号による運航は、同項前各号に支障を与えない範囲において協力するものとし、その細部事務手続き要領は、別に定める。

4 第1項第10号による運航は、同項前各号に支障を与えない範囲において協力するものとし、その細部事務手続き要領は、別に定める。

（運航時間帯）

第20条 航空機の運航は、原則として8時30分から17時15分までの昼間とするが、運航がこの時間外又は夜間に及ぶ場合においては事前に総括管理者の承認を得た上で次の条件下において行うものとする。

- (1) 原則として日没後の出発はしない。（ただし、訓練及び他基地への派遣を除く。）
- (2) 夜間に最低安全高度以下で飛行してはならない。
- (3) 山岳地において稜線が視認できない状態での飛行は行わない。

2 その他夜間運航に関する細部は、別に定める。

（飛行指揮所）

第21条 航空機の運航状況の把握、他機関との調整、飛行計画書の処置その他運航に関わる業務を実施するため、防災航空隊長は航空センターに飛行指揮所（以下「指揮所」という。）を開設しなければならない。

2 指揮所の細部運用要領は、別に定める。

第4章 緊急運航

（緊急運航出場の根拠）

第22条 緊急運航は、次の要請又は計画等に基づき出場するものとする。

- (1) 「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」（平成31年1月1日）に基づく出場要請（同協定第4条に基づく自主派遣の場合を含む。）
- (2) 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官からの出動の求め又は指示
- (3) ヘリコプター保有機関との相互応援協定に基づく応援要請
- (4) 「航空機の捜索救難に関する協定への消防庁の参加について」（昭和63年4月21日 消防救第47号）に基づく消防庁からの捜索救難活動に対する協力依頼
- (5) 「臓器の緊急搬送について」（平成11年2月23日 消防救第45号）に基づく公益社団法人日本臓器移植ネットワークからの臓器搬送協力依頼
- (6) 岐阜県地域防災計画

(緊急運航受任要件)

第23条 緊急運航は、原則として次の要件をすべて満たす場合に受任できるものとする。

(1) 緊急性

緊急に活動を行わなければ人命、財産に重大な支障が生ずるおそれがあるなど差し迫った必要性があること。

(2) 公共性

地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護するなど公共性があること。

(3) 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

(受入れ体制)

第24条 防災航空隊長は、緊急運航の要請元と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるよう依頼し、その実行状況を確認するものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

(緊急運航に係る報告等)

第25条 活動指揮者は、緊急運航を実施した場合は第15条第2項に規定する報告の他に緊急運航の実施状況を速やかに防災航空隊長に報告しなければならない。

2 防災航空隊長は、緊急運航の実績を総括管理者に報告しなければならない。

3 報告の細部要領は、別に定める。

(ヘリコプター保有機関との相互応援)

第26条 管理者は、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立及び維持に努めるものとする。

第5章 事故防止対策等

(事故防止)

第27条 航空機の運航に関わるすべての者は、関係法令、事故事例及び得られた教訓を踏まえ、事故の未然防止のため最大限の努力をしなければならない。

2 総括管理者は、航空・地上事故防止のための体制を確立・整備しなければならない。

3 すべて搭乗員は二次災害防止のため、別に定める安全基準に照らし、緊急運航において許容できない（管理できない）程度のリスクを認めた場合は、躊躇せず活動を中断し速やかにその危険状態から脱することを最優先で行わなければならない。これにより緊急運航を中止することとした場合の対応については、別に定める。

4 危機管理部員は、運航に影響する可能性のある重要な情報を入手した場合は、直ちに管理者、副総括管理者及び総括管理者に報告するとともに、当該情報を指揮所に提供するものとする。

5 管理者及び防災航空隊長は、第14条の規定に基づき緊急運航の出場を承認した後であっても、活動を継続することが危険と判断するに足る情報を得た場合は、直ちに活動又は運航中止を命じなければならない。

6 航空事故防止対策に関し必要な事項は、別に定める。

(非常事態発生時の措置)

第28条 機長は、運航中、航空機の故障、気象の急変又はその他不測の事態により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合（以下「非常事態」という。）は、人命、財産に対する危難の防止に最善の措置を講じ、所要の事項を指揮所に報告しなければならない。

2 非常事態等、平常とは異なる特別な対処を要する事態が発生した場合の初動対処要領に関し必要な事項は、別に定める。

(航空機等の管理)

第29条 防災航空隊長は、航空機、航空機装備品、防災活動用各種機材及び施設を適正に管理し、常にこれらの性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

2 航空機等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(臨時離着陸場の管理と運用)

第30条 防災航空隊長は、任務を安全かつ円滑に遂行するため管轄消防本部と協力して臨時離着陸場を開発・確保するとともに、その実態を継続的に把握しなければならない。

2 臨時離着陸場の管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 教育訓練

(隊員の教育訓練)

第31条 防災航空隊長は、防災航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材を整備し、防災航空隊員の養成及び資質向上に努めなければならない。

2 防災航空隊長は、航空隊としての任務遂行能力を維持・向上させるため、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

(他機関との訓練)

第32条 防災航空隊長は、市町村及びその他関係機関との連携をより緊密にし、総合的な任務遂行能力を維持・向上させるため、これら他機関との合同訓練を実施しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成11年 3月 1日一部改正
- 3 平成11年 4月 1日一部改正
- 4 平成12年 4月 1日一部改正
- 5 平成16年 1月 1日一部改正
- 6 平成17年 5月 1日一部改正
- 7 平成18年 4月 1日一部改正
- 8 平成21年11月27日一部改正
- 9 平成23年11月15日一部改正
- 10 平成24年 4月 1日一部改正
- 11 平成26年 4月 1日一部改正
- 12 平成27年 4月 1日一部改正
- 13 平成28年 6月 1日一部改正
- 14 平成29年 6月13日全部改正
- 15 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。
- 16 平成30年11月9日一部改正
- 17 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
- 18 令和2年4月30日一部改正
- 19 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。
- 20 令和8年2月20日一部改正
- 21 この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

岐阜県防災航空隊編成図

凡例

組織名称
組織の長(備考)
構成員
構成ソース
主な任務

下線：管理者が構成ソースの内から選任又は指名

